

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 青少年に有益な書籍として推奨する件 六五
 - 青少年に有害な図書類として指定する件 六五
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六五
 - 保安林の指定を解除する予定である件 六五
 - 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 六六
 - 都市計画を変更した件二件 六六

告 示

福島県告示第七百六十八号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
 平成二十五年十二月六日

福島県知事 佐藤雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一一九	はしるってなに	和合亮一・文 きむらゆういち・絵 (株式会社芸術新聞社)	推奨対象 幼児 小学生、中学生 高校生、青年及 び一般
一二〇	世の中への扉 奇跡はつば さに乗って	源和子(株式会社講談社)	推奨対象 小学 生(中学年及び 高学年)、中学

生、高校生、青
年及び一般

(青少年・男女共生課)

福島県告示第七百六十九号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
 平成二十五年十二月六日

福島県知事 佐藤雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五六二	雑 誌	世界殺人鬼ファイル殺人 王黒魔術篇〜狂神たちの 覚醒 (ISBN 978- 4-88469-673- 3)	21世紀BOX	著しく青少年の 粗暴性又は残酷 性を助長し、そ の健全な育成を 阻害するおそれ がある。
六五六三	雑 誌	チャンプロード 201 3 12月号 (06231-12)	株式会社笠倉出 版社	著しく青少年の 自殺又は犯罪を 誘発し、その健 全な育成を阻害 するおそれがあ る。
六五六四	雑 誌	実話ナックルズ 12月 号 (04877-12)	ミリオン出版株 式会社	
六五六五	雑 誌	三才ムック vol.5 63 裏仕事師 儲けの からくり (64242-68)	株式会社三才ブッ クス	

(青少年・男女共生課)

福島県告示第七百七十号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十二月六日から平成二十六年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち

づくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部
商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河東店 福島県白河市中田百十番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年十二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
耶麻郡猪苗代町大字壺楊字南浜二二八の七七(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十五年十二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区間
県道小名浜港線	いわき市小名浜字船引場三四番九地先から同市小名浜字本町四二番三地先までの上り線 いわき市小名浜字定西二九六番一地先から同市小名浜字定西七五番一地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第七百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、二本松都市計画下水道を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更した都市計画下水道の名称
(変更前) 阿武隈川あたたら流域下水道
(変更後) 阿武隈川上流流域下水道(二本松処理区)
- 二 縦覧に供する図書
総括図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県中流域下水道建設事務所建設課、二本松市建設部都市計画課

(都市計画課)

福島県告示第七百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、田村三春小野都市計画下水道を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更した都市計画下水道の名称
(変更前) 大滝根川流域下水道
(変更後) 阿武隈川上流流域下水道(田村処理区)
- 二 縦覧に供する図書
総括図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県中流域下水道建設事務所建設課、田村市建設部都市計画課

(都市計画課)